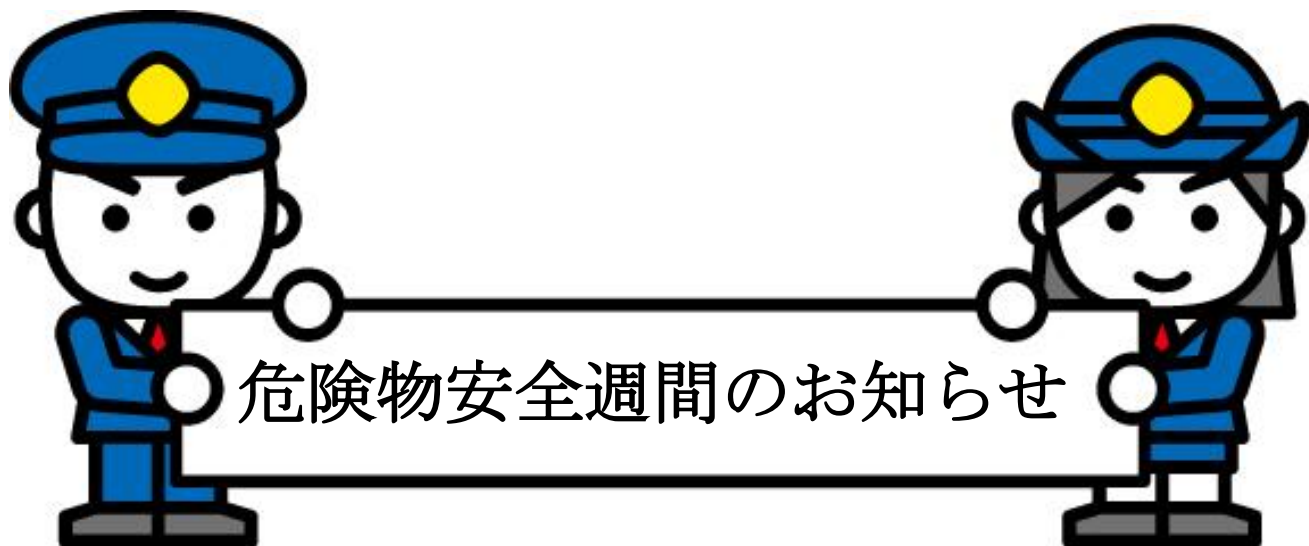




令和7年6月8日（日）から6月14日（土）までの7日間は

『危険物安全週間』です。

危険物安全週間とは、危険物を取り扱う危険物施設の無事故・無災害をめざすことを目的とした習慣です。平成元年以降最も事故が少なかった平成6年と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故件数は約2倍に増加しています。

一旦危険物の事故が発生すると、重大な被害になることが予想されます。危険物を貯蔵・取扱いされる事業所におかれましては、この週間に適正な貯蔵・取扱いの徹底、使用設備等の点検、保安体制の確認を行っててください。

併せて、日常生活においても危険物の取扱いには十分注意してください。

『危険物』とは、消防法で定められているもので、

- ①火災発生の危険性が高い。
- ②火災拡大の危険性が高い。
- ③一旦火がつくと消火の困難性が高い。

このような危険性を持った物品のことをいいます。身近なものでは、ガソリン、灯油、軽油、重油、オイルなどがあります。

私たちの身の周りに多く存在する危険物を安全に取り扱うには、取り扱う人が危険物に関する知識を持ち、下記のような点に注意することで災害等を減らすことができます。

- 1. 危険物を高温になる場所及び火気の近くには置かない。
- 2. 整理整頓を行い、換気の徹底をする。
- 3. 容器に灯油等を補給した時は、しっかりとふたを閉める。
- 4. 子どもの手の届かないところに置く。
- 5. 付近に消火器等を設置し、正しい取り扱い方法を理解する。



事業所で危険物を取り扱われている方へお知らせ

危険物保安講習の受講について

1 受講対象者

危険物製造所等で危険物の取扱い作業に従事している方は、(1)、(2)により受講する必要があります。必要な期間内に受講されていない場合は、危険物取扱者の違反として都道府県に報告することになり、「免状返納命令」に該当となる場合があります。対象の方は期間内の受講をお願いします。

- (1) 継続して危険物取扱い作業に従事している方は、前回の講習を受けた日以後、最初の4月1日から3年以内に受講。
- (2) 新たに又は再び従事する方は、従事することとなった日から1年以内に受講。ただし、過去2年以内に免状の交付又は講習を受けている方は、免状の交付又は受講した日以後、最初の4月1日から3年以内に受講。

※ 現在、危険物取扱いの作業に従事していない方は、法令上受講する義務はありません。

2 講習日程

例年、福岡県下複数の会場にて、8月下旬から11月上旬まで開催されます。また、7月及び11月からそれぞれ1ヶ月間オンライン講習を受講することも可能です。

詳細につきましては、令和7年6月中に福岡県危険物安全協会及び甘木・朝倉消防本部ホームページに掲載の予定ですのでご確認ください。

みなさんへお知らせ

ガソリンや軽油を入れる容器について

ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。

特にガソリン容器には制限があるため、ご注意ください。

ガソリン容器として適合しているものの例

- ・金属製容器（KHK表示等）：最大容量22リットル
- ・プラスチック製容器（UN表示）：最大容量10リットル

容器記号「3H1」が記されている製造から5年以内のもの（次ページ例示）。

→3H1とは、ジェリカン（方形又は多角形の断面形状を有する容器）であって、その材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示すものです。

また、セルフスタンドでは灯油を適合した容器に入れることはできますが、ガソリンは適合した容器であっても、みなさん自らが容器に入れることは禁止されています。購入の際は、スタンド従業員の方に声をかけてください。

プラスチック製容器の例



★容器の表示例（凹凸表示）★
水色の○で囲んだ数字は製造年
→この場合は2019年製

適合表示の例



★適合表示の例★
金属製・プラスチック製共に、
このようなシールが貼ってあれば法令に適合している容器です。

ご不明な点があれば、
最寄りの消防署に
お問い合わせください。



令和7年度危険物安全週間推進標語

『危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る』